（健康保険法等の一部を改正する法律附則第百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護給付費及び公費負担医療等に関する費用の請求に関する省令の一部改正）

第八条　健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）附則第百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護給付費及び公費負担医療等に関する費用の請求に関する省令の一部を次のように改正する。

附則第二条第二項の表特定施設入居者生活介護又は地域密着型特定施設入居者生活介護に係る居宅サービス又は地域密着型サービス介護給付費明細書の項中「特定施設入居者生活介護」及び「地域密着型特定施設入居者生活介護」の下に「（短期利用を除く。）」を加え、同表介護予防認知症対応型共同生活介護（短期利用に限る。）に係る地域密着型介護予防サービス介護給付費明細書の項の次に次のように加える。

特定施設入居者生活介護（短期利用に限る。）又は地域密着型特定施設入居者生活介護（短期利用に限る。）に係る居宅サービス又は地域密着型サービス介護給付費明細書	様式第六の七